

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の仮徴収のお知らせ

平成23年度の各保険料（税）について、これまで特別徴収（年金からの天引き）により納めていた方や、昨年10月までに65歳になった方、新たに加入した方などで年金から差し引くことが可能になった方は、4月から『仮徴収』が始まります。

仮徴収期間は4・6・8月で、これまで年金から差し引かれていた方は2月の年金から差し引かれた保険料（税）額と同じ額を、新たに対象となった方は平成22年度の保険料（税）を元に算出した暫定的な金額を天引きします。

その後、国民健康保険は6月、介護保険・後期高齢者医療は7月に正式な保険料（税）額を決定し、本徴収期間である10・12・2月で年間保険料（税）額から仮徴収額を除いた額を天引きします。

対象となる方には、4月上旬に送付する『仮徴収額決定通知書（お知らせ）』で仮徴収額をお知らせします。

※国民健康保険・介護保険は新たに対象となった方へのみ『仮徴収額決定通知書（お知らせ）』を送付します。

問い合わせ
国民健康保険グループ
(☎☎1771)
年金・長寿医療グループ
(☎☎2137)
高齢・介護グループ
(☎☎5720)

教育



年金・医療



遺跡の保護にご協力ください

地域の歴史や文化を知る上で大切な遺跡は、文化財保護法により保護され、勝手に掘り返すことや、その上に建物を建てることはできません。



市内には29カ所の遺跡が確認されており、遺跡またはその周辺で土木工事、住宅建設をする場合は事前協議が必要です。

※詳しくはお問い合わせください。

▼問い合わせ 社会教育G

(☎☎1129)

ご存じですか？国民年金の『学生納付特例制度』

学生も20歳になると、国民年金に加入しなければなりません。

学生には、本人の前年所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

届け出をせずに、未納のまま放置していると、万一、事故や病気で重い障がいが残っても障害基礎年金を受けられない場合がありますので、保険料の納付が困難なときは、必ず申請をしてください。

▼対象 大学（大学院含む）や短大、

◎平成22年度に、学生納付特例を承認された方は

平成23年度も同じ学校に在学する方は『学生納付特例申請書（はがき）』が4月上旬に日本年金機構より送付されますので、必要事項を記入し送付することで、学生納付特例の申請ができます。

◎保険料の追納をお勧めします

承認期間は、将来受ける年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には反映されません。承認された期間の保険料は10年以内であればさかのぼって納めることができます。

▼問い合わせ 年金・長寿医療G

(☎☎2137)

高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する方

※対象にならない学校もあります。

▼必要なもの 年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書

「▼申し込み」「▼問い合わせ」

中の「G」は「グループ」の略です

電気の110番!!
電気にに関するお悩み解決します!

出張費は無料です! まずはお電話を!

エコな暮らしのご提案! 「ecoセレクト館」へお気軽にお越しください!!

特定建設業(電気工事業)/電気設備工事・通信設備工事・防災設備工事 設計・施工

株式会社 耕電設
KŌ DENSETSU

本社/室蘭市中島町4丁目17番33号 TEL.0143-43-2332
ショールーム/登別市若草町4丁目1番地5 ecoセレクト館

http://www.ko-den.com 耕電設 検索

フリーダイヤル **0120-51-0086**

循環型社会の実現にむけて

株式会社 **R&E アール・アンド・イー**

登録事業所/登別市富浦町223-1 TEL(0143)80-2233 FAX(0143)80-2232
札幌事業所/北広島市大曲工業団地4-4-1 TEL(011)370-3232 FAX(011)370-3233

産業廃棄物処分業許可番号 00140098348(北海道) 産業廃棄物収集運搬業許可番号 05100098348(札幌)
産業廃棄物収集運搬業許可番号 00110098348(北海道) 一般建設業・高・土木工事

Homepage <http://www.rande.co.jp/> E-mail kankyo@rande.co.jp